

委 託 設 計 書								
所 属 部 課 名			建設部 河川清流課					
部長	審議監	課長	補佐	補佐	補佐	班	設計者	審査
委 託 名			ポンプピットしゅんせつ業務委託					
委 託 場 所			松戸市市内一円					
事 業 年 度			令和 8 年度					
委 託 価 格			単価の合計 円					

設 計 概 要	ポンプピットしゅんせつ業務 一式
------------------	------------------

設 計 基 本 情 報

諸経費情報

単価世代	2026年 1月 1日 04:東葛飾
諸経費の工種	下水道施設維持管理(管路施設)
施工地域補正	共通仮設費：市街地(DID補正)(1) 現場管理費：市街地(DID補正)(1)
時間的制約状況	なし
週休2日補正	なし

松 戸 市

本 委 託 内 訳 書

費目	工種	種別	細別	単位	数量	単価	金額	摘要
本委託費								
	しゅんせつ工							
		しゅんせつ工		t	1			第 1 号内訳書参照
		交通誘導員		人				第 2 号内訳書参照
	委託価格							

第 1 号 内訳書 しゅんせつ工

1 t

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
機械しゅんせつ工	吸引車清掃工、土砂運搬工	t	1			第 1 号単価表参照
諸経費		式	1			
計						

第 2 号 内訳書 交通誘導員

1 人

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員 B		人				
諸経費		式	1			
計						

第 1 号 単価表

機械しゅんせつ工

吸引車清掃工、土砂運搬工

1 t 当り

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
吸泥車清掃工		m3	1			第 2 号単価表参照
土砂運搬工	運転距離 21km	m3	1			第 3 号単価表参照
	1m³当り					
	1t当り					

第 2 号 単価表

吸泥車清掃工

1 m3 当り

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
高压洗浄車運転工	147kW 4t	m3	1			第 4 号単価表参照
強力吸引車運転工	154kW 4t	m3	1			第 5 号単価表参照
計	1 m3 当り					

第 3 号 単価表

土砂運搬工

運転距離 21km

1 m3 当り

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
強力吸引車運転工	154kW 4t	時間				第 6 号単価表参照
計	1 m3 当り					

第 4 号 単価表

高压洗浄車運転工

147kW 4t

10 m3 当り

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
軽油		L	39			
運転手（特殊）		人				
高压洗浄車損料	147kW 4t 運転 1 時間当り	時間				
計	10 m3 当り					
	1 m3 当り					

第 5 号 単価表

強力吸引車運転工

154kW 4t

10 m3 当り

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
軽油		L	48			
土木一般世話役		人				
特殊作業員		人				
運転手（特殊）		人				
強力吸引車損料	154kW 4t 運転1時間当り	時間				
計	10 m3 当り					
	1 m3 当り					

第 6 号 単価表

強力吸引車運転工

154kW 4t

1 時間 当り

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
軽油		L	8			
運転手（特殊）		人				
強力吸引車損料	154kW 4t 運転1時間当り	時間				
計	1 時間 当り					

業務割合

ポンプピットしゅんせつ業務委託

しゅんせつ工 64.411483%

交通誘導員 35.588517%

合計 100.000000%

予定数量

ポンプピットしゅんせつ業務委託

しゅんせつ工	22	t
交通誘導員	8	人

ポンプピットしゅんせつ業務委託 仕様書

第1章 総則

1. 適用範囲

- (1) 本仕様書は、松戸市（以下「当市」という。）が管理するポンプピットの清掃及びしゅんせつ業務に適用する。
- (2) 図面及び特記仕様書に記載された事項は、本仕様書に優先する。
- (3) 本仕様書、実施仕様書及び図面（以下、設計図書という。）に疑義が生じた場合は、当市と請負者との協議により決定する。

2. 用語の定義

本仕様書において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 指示とは、当市の発議により、監督職員が請負者に対し、監督職員の所掌事務に関する方針、基準、計画等を示し、実施させることをいう。
- (2) 承諾とは、請負者の発議により、請負者が監督職員に報告し、監督職員が了解することをいう。
- (3) 協議とは、監督職員と請負者が対等の立場で合議することをいう。

3. 法令等の遵守

- (1) 請負者は、清掃作業を実施するにあたり、次に掲げる法律及びこれに関連する法令・条例・規則等、並びに当市が他の企業等と締結している協定等を遵守しなければならない。

1. 労働基準法及び同法関連法規
2. 労働者災害補償保険法及び同法関連法規
3. 消防法及び同法関連法規
4. 緊急失業対策法及び同法関連法規
5. 建設業法及び同法関連法規
6. 建築基準法及び同法関連法規
7. 港湾法及び同法関連法規
8. 毒物及び劇物取締法及び同法関連法規
9. 道路法及び同法関連法規
10. 下水道法及び同法関連法規
11. 中小企業退職金共済法及び同法関連法規
12. 道路交通法及び同法関連法規
13. 河川法及び同法関連法規
14. 電気事業法及び同法関連法規
15. 公害対策基本法及び同法関連法規
16. 騒音規制法及び同法関連法規
17. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び同法関連法規
18. 水質汚濁防止法及び同法関連法規
19. 酸素欠乏症等防止規則及び同法関連法規

- 20. 労働安全衛生法及び同法関連法規
 - 21. 振動規則法及び同法関連法規
 - 22. 松戸市公害防止条例及び同法関連法規
- (2) 請負者は当該作業の設計図書の内容が(1)の諸法令に照らし、不適當又は矛盾していることが判明した場合には直ちに監督職員に報告し確認を求めること。
- (3) 使用人に対する、諸法令等の運用、適用は、請負者の負担と責任の元で行う事。なお、建設業退職者共済組合及び建設労災補償共済制度に伴う運用については、請負者の責任において行うこと。

4. 提出書類

- (1) 請負者は、契約締結後、速やかに次の書類を提出し、承諾を受けたうえ、業務に着手すること。
- 1. 現場代理人及び主任技術者届
 - 2. 工程表
 - 3. 職務分担表
 - 4. 緊急連絡届
- 提出した書類の内容を変更する必要がある時は、直ちに変更届を提出すること。
- (2) 請負者は、業務を行った月末、または業務が完了した時には、すみやかに次の書類を提出すること。
- ①業務を行った月末に提出する書類
- 1. 一部完了届
 - 2. 報告書（案内図・作業日報・作業数量の計算書）
 - 3. 写真帳（作業前・作業後・作業状況・作業量の確認が出来る写真）
 - 4. 請求書
 - 5. 請求内訳書
- ②業務が完了に提出する書類
- 1. 完了届
 - 2. 報告書（案内図・作業日報・作業数量の計算書、年間の数量及び請求額一覧表）
 - 3. 写真帳（作業前・作業後・作業状況・作業量の確認が出来る写真）
 - 4. 請求書
 - 5. 請求内訳書
- (3) 前記各項のほか、監督職員が提出するように指示した書類は、指定期日までに提出すること。

5. 官公署への手続き

- (1) 請負者は、契約締結後、すみやかに関係官公署等に、作業に必要な道路使用、交通の制限等の届出、または、許可申請を行い、その許可を受けること。

6. 現場体制

- (1) 請負者は、契約締結後、すみやかに代理人、並びに主任技術者を定めるとともに、現場に主任技術者を常駐させて、所定の業務に従事させること。
- (2) 請負者は、善良な作業員を選定し、秩序正しい業務を行わせ、かつ、熟練を要する作業には、相当の経験を有するものを従事させること。
- (3) 請負者は、適正な業務の進捗を図るとともに、そのために十分な数の作業員を配置すること。

7. 地先住民等との協調

- (1) 請負者は、作業を実施するにあたり、地先住民等に作業内容を説明し、理解と協調を得ること。
- (2) 請負者は、地先住民等からの要望、もしくは地先住民等と交渉があった時は、遅滞なく監督職員に申し出て、その指示を受け、誠意を持って対応し、その結果をすみやかに報告すること。
- (3) 請負者は、いかなる理由があっても、地先住民等から報酬、または手数料を受け取ってはならない。なお、使用人等についても、上記の行為の内容について、十分監督指導すること。
- (4) 使用人等が前項の行為を行ったときは、請負人がその責を負うこと。

8. 損害賠償及び補償について

- (1) 請負者は、ポンプ等の施設に損害を与えた時は、ただちに監督職員に報告し、その指示を受けるとともに、すみやかに現状復旧すること。
- (2) 請負者は、作業にあたり、第三者に損害を与えた時は、その復旧及び賠償に全責任を負うこと。

9. 工程管理

- (1) 請負者は、監督職員より指示があった場合、実施計画を監督職員に報告すること。
- (2) 予定の工程と、実績とに差が出た場合は、必要な措置を講じて、業務の円滑な進行を図ること。
- (3) 日程の都合上、履行期間に含まれない日（祝日、休日等）に作業を行う必要がある場合は、あらかじめ、その作業内容、作業時間について、監督職員の承諾を得ること。

10. 作業記録写真

請負者は、次の各項に従って、作業記録写真を撮影し、作業完了時には、工種ごとに工程順に編集したものを、作業記録写真帳に整理して監督職員に提出すること。

- (1) 撮影は作業前後の状況を同一方向で撮影すること。
- (2) 人力または機械の別により作業状況を、背景を入れて撮影すること。
- (3) 撮影は、1施設につき1箇所を原則とするが、断面形状が変化する場合には各断面毎に測定状況、清掃・しゅんせつ状況のほか、監督職員が指定する内容について行う。
- (4) 写真には、件名、撮影場所、撮影対象及び請負者名を明記した黒板を入れて撮影する

こと。

- (5) 一枚の写真では、作業状況が明らかにならない場合は、貼り合わせること。
- (6) 写真は、カラー撮影とする。

第2章 安全管理

1. 一般事項

- (1) 請負者は、公衆公害、労働災害及び物件損害等の未然防止に努め、労働安全衛生法、酸素欠乏症等防止規則、並びに建設工事公衆災害防止対策要綱等の定めるところに従い、その防止に必要な措置を十分講ずること。
- (2) 作業中は、気象情報に十分注意を払い、豪雨出水、地震等が発生した場合は、ただちに対処できるような対策を講じること。降雨時は作業を中止すること。
- (3) 事故防止を図る為、安全管理については、作業計画を明示し、請負者の責任において実施すること。

2. 安全教育

- (1) 請負者は、作業に従事するものに対して、定期的に当該業務に関する安全教育を行い、作業員の安全意識の向上を図ること。
- (2) 請負者は、労働省令で定める酸素欠乏危険作業に係わる業務について、特別な教育を行うこと。

3. 労働災害防止

- (1) 現場の作業環境は、常に良好な状態を保ち、機械器具のその他の設備は常時点検して、作業に従事するものの安全を図ること。
- (2) 作業中は、有毒ガスなどが発生した場合は、ただちに必要な措置を講じるとともに、監督職員及び他関係機関に緊急連絡を行い、その指示により適切な措置を講じること。
- (3) 資格を必要とする諸機械を取扱う場合は、必ず有資格者をあて、かつ、誘導員を配置すること。

4. 公衆災害防止

- (1) 作業中は、常時作業現場周辺の居住者及び通行人の安全、並びに交通、流水等の円滑な処理に努め、現場の保安対策を十分講じること。
- (2) 作業現場には、作業内容を明示した標識を設け、通行人、車両交通等の安全の確保に努めること。
- (3) 作業に伴う交通処理及び保安対策は、本仕様書に定めるところによるほか、関係官公署の指示に従い、適切に行うこと。
- (4) 前項の対策に関する具体的事項については、関係機関と十分協議して定め、協議結果を監督職員に提出すること。

5. その他

- (1) 請負者は、作業にあたって、ガス管等の付近では、絶対に裸火を使用しないこと。
- (2) 万一、事故が発生したときは、緊急連絡体制に従い、ただちに監督職員及び関係官公署に報告するとともに、すみやかに必要な措置を講じること。
- (3) 前項の通報後、請負者は事故等の原因、経過及び被害内容を調査の上、その結果を書面により、ただちに当市に届け出ること。

第3章 清掃・しゅんせつ工

1. 一般事項

- (1) 請負者は、作業指示があった場合には、作業順序等を定め作業に着手すること。
- (2) 作業にあたり、仮締切が必要とする場合は、監督職員の承諾を得ること。この仮締切は、上流に溢水が起こらない構造で、かつ、作業中の安全が確保されるものとする。
ただし、上流に溢水が生じる恐れのある場合は、ただちにこれを撤去すること。
- (3) 請負者は、作業にあたり、騒音規制法、振動規制法及び松戸市公害防止条例等の公害防止関係法令に定める、規制基準を遵守するために必要な措置を講ずること。
- (4) 請負者は監督職員の指示に反して、作業を続行した場合及び監督職員が事故防止上危険と判断した場合は、作業の一時中止を命ずることができる。
- (5) 作業にあたり、道路その他の工作物を、搬出土砂等で汚損させないこと。万一汚損させたときは、作業終了の都度、洗浄・清掃すること。
- (6) 作業終了時は、すみやかに使用機器、仮設物等を搬出し、作業箇所の清掃に努めること。

2. 清掃・しゅんせつ工

- (1) 作業時間、作業範囲等
作業にあたっては、道路使用条件を厳守して、実施すること。
- (2) 土砂等の流下防止
作業にあたって、下流側に土砂等を流出させてはならない。万一、下流側に土砂等を流出させた場合は、影響区間の流出土砂等を請負人の責任で取り除くこと。
- (3) 土砂等の積込、運搬
 - ①請負者は、作業にあたって、十分な運搬車両を配置すること。
 - ②積込にあたっては、土砂の飛散により、通行者及びその他の工作物を汚損させないような措置を講ずること。
 - ③土砂等の運搬にあたっては、水切りを十分に行い、途中漏落しないような措置を講ずること。
 - ④土砂等の運搬にあたっては、積載超過のないようにすること。

第4章 その他

1. 作業の完了

- (1) 作業を終了し、所定の書類が提出された後、検査員の検査をもって完了とする。

2. 検査

- (1) 請負者は、検査のために必要な資料（日報、写真、完了図書等）を検査員の指示に従い、提出すること。

3. その他

- (1) 作業箇所において施設に破損、不等沈下、腐食等の異状を発見した場合は、すみやかに監督職員に報告すること。
- (2) 設計図書に特に明示していない事項であっても、作業遂行上、当然必要なものは、請負者の負担において処理すること。
- (3) その他特に定めのない事項については、すみやかに監督職員に報告し、指示を受けて処理すること。
- (4) 本業務の履行にあたって疑義が生じた場合は、委託者と協議し、その指示に従うこと。

ポンプピットしゅんせつ業務委託 特記仕様書

(総則)

第1条 本業務は、甲（松戸市）の指示により、強力吸引車をもって、ポンプピットのしゅんせつ及び泥土の処理を本仕様書に定めるとおり実施するものとする。

(一般的事項)

第2条 受託者は、契約締結後、速やかに次の書類を提出し、業務に着手すること。

- ・現場作業員届(全員の氏名、生年月日、年齢)
- ・作業車両使用届(使用するすべての車検証の写し)
- ・作業車両の全景写真
- ・産業廃棄物収集運搬業許可証の写し
- ・緊急連絡表

2 作業にあたっては、常に周辺住民および通行車両等に不都合が生じないように配慮しなければならない。

3 作業は、日曜日・祝祭日を休止日とし、国民の祝祭日が日曜日と重複する時は、その翌日が休日となるため、この時は作業を行わないものとする。

4 作業時間は、午前8時から午後5時までとする。

5 前項に指定された作業の休止日及び作業時間外であっても甲が必要と認める時は、作業を実施するものとする。

6 泥土の運搬にあたっては、水漏れに十分注意し、適切な車両を使用すること。

(業務の範囲等)

第3条 しゅんせつ対象は、ポンプピット等とする。

(作業の開始)

第4条 本業務は、緊急を要するものであることから、甲の指示があった場合は、直ちに作業を開始できるよう常に留意すること。

(泥土の種類及び処理)

第5条

産業廃棄物の種類	汚泥(無機性汚泥・有機性汚泥)
発生工程	自然堆積による泥土
性状	泥状
荷姿	バラ

泥土は、甲の指定する処理場(概ね 21km 圏内)に運搬すること。なお、無機性汚泥・有機性汚泥の二つの性質の泥土を扱うことから十分に留意し、処分場への処理を適正に行うこと。

ただし、運搬土に缶、ビニール、その他のゴミが混入しないように十分注意し、搬入時間が遅れる場合は、処理場に連絡すること。

【無機性汚泥の場合】

処理場住所：千葉県・埼玉県内

【有機性汚泥の場合】

処理場住所：埼玉県内

予 定 数 量：別紙「予定数量」に記載

(但し、業務が発生しないこともあり得る。)

(安全管理)

第6条 作業中における安全の確保を第一に優先させ、労働安全基準衛生法等関係法令に基づく措置を常に講じておくものとする。

(その他)

第7条 経費には、安全費、準備費などの共通仮設費及び現場管理費、一般管理費を計上している。

2 作業中の交通誘導員について

安全費には、作業中に交通誘導員を配置するための費用を計上しているので、道路を規制して作業を実施する場合は、適宜、道路使用許可条件に基づき安全管理を実施することとする。

3 作業の内訳について

① ポンプピットしゅんせつ業務

ポンプピット内において、強力吸引車によるしゅんせつ、および指定処理場までの運搬を行う。

② 交通誘導員

交通誘導員を配置し、安全管理を行う。

雨天時における安全に関する特記仕様書

1 適用

- (1) 本特記仕様書は河川及び準用河川、水路、暗渠、雨水貯留池、ポンプピットの中（以下「河川等」という）で作業を行う工事等に適用する。
- (2) 「工事等」とは、工事以外の点検、清掃、除草等を含め、河川等で行う作業全般を総称したものである。

2 目的

集中豪雨等による急激な水位上昇の危険性を考慮し、河川等における工事等を実施する場合の安全確保について万全を期することを目的とする。

3 雨天時の作業中止等の検討

請負人（受託者）は、以下の標準的な中止基準を踏まえ、現場特性に応じた中止基準を設定すること。

- (1) 当該作業箇所または上流部に洪水または大雨の注意報若しくは警報が発表された場合。
- (2) 当該作業箇所または上流部に降雨や雷が発生している場合。

4 気象情報等の取得体制の強化と作業中止判断への活用

気象警報、注意報のみならず、降雨状況等のリアルタイムの情報について、現場においても速やかに取得できる体制を構築するとともに、当該情報を作業中止の判断に活用すること。
情報源については適宜確保すること。

5 作業員の退避行動等についての事前確認の徹底

集中豪雨が発生した際の作業員への情報連絡体制、退避行動等について、事前に十分確認すること。

6 安全管理計画の施工計画書等への明記

作成する施工計画書等において、以下の内容を安全管理計画として明記し、発注者（委託者）の確認を得るとともに、その内容について作業員への周知徹底を図ること。

ただし、発注者（委託者）が必要ないと認めたときは省略又は一部省略することができる。

(1) 現場特性等の事前把握

工事等の着手前には、当該作業箇所に係る作業内容や現場特性をあらかじめ十分に把握する。

(2) 工事等の中止基準・再開基準の設定

ア 標準的な中止基準を踏まえ、現場特性に応じた中止基準を設定する。

退避時間が長い、退避条件が厳しい、急激な増水が予想される、気象情報が入手しにくい、夜間工事等で天候の状態がわかりにくい等の特性がある場合は中止基準を強化する検討を行う。

イ 工事等の開始後は、中止基準を補完する情報も活用し、的確な中止基準を設定する。

気象情報、気象情報の変化、増水の予兆（水位・水勢の変化、濁水等）。

ウ 工事等を再開する際の基準も設定する。

(3) 迅速に退避するための対応

工事等に着手する前には、作業員が安全かつ迅速に退避できるように、あらかじめ退避時の対応方策について、以下の点について具体的な内容を定めておく。

ア 退避手順の設定

事前に作業員が退避するルート、退避時の情報伝達方法等の退避手順を定めておく。

イ 安全器具の設置

現場特性に応じて安全器具等を設置する。

ウ 情報収集と伝達方法

適宜、気象等の情報収集を行い、状況を作業員全員に伝達し、危険性の早期発見・危機回避に努める。

エ 資器材の取り扱い

資器材については、必要に応じて流出防止策を講じておくとともに、作業員が退避する場合には、退避に支障がある資器材を存置し、作業員の退避を最優先する。

(4) 日々の安全管理の徹底

工事等の開始前には、退避時の対応方策の内容等について作業関係者全員に周知徹底を図る。

排水機場設置箇所一覧表

No.	施設名称	設置場所	ポンプ設置数（台）	備考
1	中堀排水機場	栄町一丁目40番地の2	3	排水機場
2	馬橋排水機場	西馬橋四丁目229番地	4	排水機場
3	栄町西排水機場	栄町西三丁目1051番地2	4	排水機場
4	栄町排水機場	栄町五丁目341番地1	3	排水機場
5	矢切新田堀排水機場	中矢切132番地2	3	排水機場
6	三軒屋排水機場	栄町西二丁目868番地	4	排水機場

排水ポンプ設置箇所一覧表

No.	施設名称	設置場所	ポンプ設置数(台)	備考
1	栄町8丁目	栄町8丁目714番	2	水路～河川
2	西馬橋3丁目	西馬橋3丁目50番4	2	水路
3	ユーカリ交通公園雨水貯留池	小金原1丁目25番	3	雨水貯留池
4	ユーカリ交通公園雨水貯留グラウンド	小金原1丁目25番	1	雨水貯留池
5	馬橋添堀	西馬橋5丁目160番	2	水路～河川
6	栄町西1丁目	栄町西1丁目812番	3	水路～河川
7	高柳新田雨水貯留池	柏市高柳1829番	2	雨水貯留池
8	小金きよしヶ丘雨水貯留池	小金きよしヶ丘3丁目13番	2	雨水貯留池
9	第六中学校雨水貯留池	千駄堀1341番	2	雨水貯留池
10	神田川上流雨水貯留池	岩瀬620番	2	雨水貯留池
11	栗山雨水貯留池	栗山111番	2	雨水貯留池
12	八ヶ崎4丁目雨水貯留池	八ヶ崎4丁目22番	2	雨水貯留池
13	殿平賀原の山雨水貯留池	殿平賀305番	2	雨水貯留池
14	上本郷小学校雨水貯留池	上本郷3620番	2	雨水貯留池
15	梨香台雨水貯留池	高塚新田518番	4	雨水貯留池
16	五香六実一文字第一雨水貯留池	五香4丁目56番1	2	雨水貯留池
17	栄町西2丁目	栄町西2丁目919番	2	水路～河川
18	松戸新田第二市営住宅雨水貯留池	松戸新田605番4	2	雨水貯留池
19	五香六実一文字第二雨水貯留池	五香5丁目42番6	3	雨水貯留池
20	栄町西1丁目第2	栄町西1丁目751番	2	水路～河川
21	栄町西3丁目第2	栄町西3丁目992番	2	水路～河川
22	六実3丁目	六実3丁目16番	1	水路
23	栄町西1丁目第3	栄町西1丁目762番	3	水路～河川
24	栄町西3丁目第3	栄町西3丁目1117番	3	水路～河川
25	栄町西1丁目第4	栄町西1丁目750番	2	水路～河川
26	古ヶ崎雨水貯留池	古ヶ崎2554番	2	雨水貯留池
27	関台雨水貯留池	紙敷1丁目35番	2	雨水貯留池
28	中和倉寒風雨水貯留池	中和倉414番6	2	雨水貯留池
29	高塚新田北谷台第1雨水貯留池	高塚新田北谷台641番1	3	雨水貯留池
30	高塚新田北谷台第2雨水貯留池	高塚新田北谷台641番	2	雨水貯留池
31	八ヶ崎8丁目雨水貯留池	八ヶ崎8丁目32番13	2	雨水貯留池
32	高塚新田北谷台第3雨水貯留池	高塚新田北谷台643番1	2	雨水貯留池
33	松戸新田陣ヶ前雨水貯留池	松戸新田1番1	2	雨水貯留池